

大雪地区広域連合国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱

平成 23 年 4 月 1 日

要綱 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第 1 項の規定に基づく一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取り扱いについて、法及び大雪地区広域連合国民健康保険条例施行規則（平成16年規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免等の対象)

第 2 条 一部負担金の減免等は、その支払義務を負う世帯主が、過去 1 年以内に、規則第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当し、かつ、資産等及び能力の活用を図ったにもかかわらず、一時的に著しく生活が困難となったと大雪地区広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認めたときに行うことができる。ただし、一部負担金の減免等につき、この要綱による減免等以外の制度を利用できる者は除く。

2 規則第26条第 1 項第 3 号の失業とは、非自発的失業（倒産、解雇等の止むを得ないと認められる事情による失業をいう。）に限る。

(減免等の申請・通知・証明等)

第 3 条 規則第26条第 4 項に規定する書類は次のとおりとする。

(1) 大雪地区広域連合国民健康保険一部負担金徴収猶予減免申請書（様式第 1 号）

2 規則第26条第 4 項に規定する申請の理由を証する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収入状況申告書（様式第1-1号）、給与証明書（様式第1-2号）、事業収入申告書（様式第1-3号）、収入（無収入）申告書（様式第1-4号）、罹災証明書、盗難証明書、破産証明書、離職証明書、雇用保険受給証書の写し、その他の世帯主の所得、収入等を証する書類

(2) その他の申請の理由を証する書類

3 規則第26条第 5 項に規定する書類は次のとおりとする。

(1) 国民健康保険一部負担金徴収猶予減免承認（不承認）通知書（様式第 2 号）

(2) 国民健康保険一部負担金徴収猶予減免証明書（様式第 3 号）

4 減免等の対象者が、規則第 26 条第 6 項に規定する手続きによらず一部負担金を負担した場合において、当該負担額の償還を申請しようとするときは、国民健康保険一部負担

金減免等償還払申請書（様式第4号）に当該負担額を確認できる書面を添えて広域連合長に提出するものとする。

5 規則第26条第4項に規定する申請は、事前申請を原則とする。ただし、急患その他緊急かつ止むを得ない理由があると認められるときはこの限りでない。

（審査）

第4条 広域連合長は、規則第26条第5項の審査にあたっては、その申請内容が事実と相違ないか調査確認し、必要があると認めるときは、申請者等に対し文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問させるものとする。

（生活困難の認定方法）

第5条 第2条の規定による世帯主が一時的に著しく生活が困難となったことについての認定（以下「生活困難の認定」という。）は、生活保護基準額と世帯主及び当該世帯に属する被保険者の直近における実収月額を比較して行うものとする。この場合における生活保護基準額及び実収月額は、次により算出する。

(1) 生活保護基準額とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に基づき申請のあった日の属する年度において適用される基準のうち、申請月にかかる生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額の合計額とする。

(2) 実収月額とは、次のアからウまでに規定する収入の合計額をいう。

ア 給与収入 給与（年金を含む。）から所得税、住民税、健康保険料、年金保険料、雇用保険料労働組合費等を控除した額

イ 事業収入 事業により生ずる収入から当該事業に要した必要経費を控除した額

ウ その他収入 給与収入又は事業収入のいずれにも属さない収入から税及び必要経費を控除した額

（減免等の認定基準）

第6条 一部負担金の減免等の決定に係る生活困難の認定の基準は、次に定めるところによるものとする。

(1) 免除 実収月額が生活保護基準額以下である場合には、一部負担金の全額を免除するものとする。

[実収月額 \leq 生活保護基準額]

(2) 減額 実収月額が生活保護基準額を超え、かつ、生活保護基準額の1.2倍以内である場合には、一部負担金の2分の1に相当する額を減額するものとする。

[生活保護基準額 $<$ 実収月額 \leq 生活保護基準額 \times 1.2]

(3) 徴収猶予 第1号及び第2号に該当しない場合で広域連合長が必要と認めるときは、一部負担金の徴収を猶予するものとする。ただし、当該の徴収を猶予した一部負担金の回収が確実に見込める場合に限る。

2 前項各号による認定は、入院療養を受ける被保険者の属する世帯で、その世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が、生活保護基準額の3月以下である場合限り行うものとする。

(申請の不承認)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、申請を却下するものとする。

- (1) 広域連合長が指定する書類を提出せず、又は事情聴取に応じず、事実の確認が困難なとき。
- (2) 売却可能な相当額の資産を有しているとき。
- (3) 虚偽の申請をしたとき。

(可否の通知)

第8条 広域連合長は、規則第26条第5項による減免等の可否の結果について、申請のあった日から14日以内に申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。